

受益者のみなさまへ(お読みください)

申請書記入例

※お問合せの際は、お手元に申請書をご準備ください。

営業課への連絡事項（住所等の変更、土地の一部売却、徴収猶予辞退の申出など）がありましたら、余白にご記入のうえご返送ください。※内容により、追加提出書類のご案内や納付書等を送付します。

【徴収猶予を辞退したい場合】
『徴収猶予を辞退し、負担金を納付します』とご記入ください。

803-8510
北九州市小倉北区大手町1番1号
北九 太郎 様

〒803-8510
北九州市小倉
北九州市上
営業課
TEL 099
FAX 099

0001
通し番号

※お問い合わせの際、
通し番号(4桁)または
収入番号(6桁)をお伺いします。

線で切り取らず、そのまま
ご返送ください。

下水道事業受益者負担金徴収猶予申請書

北九州市上下水道局長 様

受益者(納付管理人)
住所
(所在地)
(電話)
氏名
(姓) (名) (※)

① 日付
② 住所
③ 電話番号
④ 受益者氏名
を記入ください。
※代筆の場合は認印を押印してください。

1 徴収猶予対象負担金額

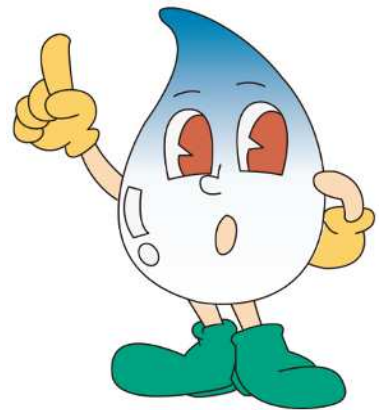
年度	期別	負担金額	徴収猶予を受けようとする期間
R1	1~2	15,000	令和6年4月1日~令和7年3月31日
R2	3~6	30,000	令和6年4月1日~令和7年3月31日
R3	7~10	15,000	令和6年4月1日~令和7年3月31日
R4	11~12	30,000	令和6年4月1日~令和7年3月31日
負担金額合計		90,000	

徴収猶予(保留)されている受益者負担金の額です。この例の場合、本来は令和元~4年度の4年間で納付していただくところ、受益者より徴収猶予申請書の提出があったため徴収猶予を行っています。徴収猶予期間は最大1年間ですので、徴収猶予を継続する場合は、毎年申請していただく必要があります。徴収猶予申請は任意ですので、徴収猶予を辞退して受益者負担金の支払いを行う場合は、上下水道局営業課へご連絡ください。合計額の額面の納付書を送付いたします(一括払のみ、納付は1回限りです)。

※提出前にご確認ください。

- 「電話番号」を記入しましたか？
- 「受益者氏名」はご本人が自署、または代筆の場合認印を押印しましたか？
- 徴収猶予対象の土地はすべて猶予の条件(農地等)に該当しますか？
- 猶予対象の土地を分筆・売却・宅地化等していませんか？
- (土地を相続した場合)相続登記、(土地所有者が転居した場合)住所移転登記はお済みですか？

相続登記、住所移転登記が義務化されました。決められた期間内に行わない場合、罰則が適用される場合があります。お近くの法務局へお尋ねください。



受益者負担金の徴収猶予(支払保留)は、対象の土地が農地等のままであることが条件です。猶予の条件に該当しなくなった場合は、受益者負担金をお支払いいただくこととなります。(詳しくは、裏面をご確認ください。)

裏面もお読みください→

① 猶予対象地を売却、譲渡、宅地化する(した)。➡ 徴収猶予が取消となり、負担金を納付していただきます。譲渡や売却のお話がまとまりましたら、ご連絡ください。

- ・負担金は、現在の受益者宛に請求します。
- ・負担金の請求先を土地の買主・土地の譲渡を受けた方へ変更することもできます。その場合、**受益者の方が先方と協議し、双方が合意した上で、それぞれが署名した異動申告書の提出が必要です。**まずは用紙を送付しますのでご連絡ください。
- ・土地の売却や譲渡後に引き続き農地・山林等として利用する場合で、徴収猶予の継続を希望する場合は、土地の買主・土地の譲渡を受けた方が徴収猶予の申請を行うことができます。
ただし、宅地化等により将来的に土地の利用状況が変わり徴収猶予を継続することができなくなった場合は、土地の買主・土地の譲渡を受けた方に受益者負担金を負担していただきます。
- ・土地を売却、又は譲渡した場合、**必ずご連絡が必要です。**相手が国や北九州市などの場合も、**現在の受益者の方からご連絡をください。**一定の条件を満たす場合(例：売却後の土地が公衆用道路となった)は、申請により受益者負担金が減免されることがありますので、ご相談ください。

② 受益者が亡くなった。➡ 相続人への受益者変更手続きが必要です(死亡しても受益者負担金は消滅しません)。

- ・受益者が亡くなった場合、法定相続人が受益者負担金の納付義務を負います(税金と同様に相続されます)。
相続人の確定までに時間を要する場合は、相続人確定までの間の手続きを代表して行う方を1名決めていただくこととなります。代表の方へ用紙を送付しますので、すぐにご連絡ください。

※令和6年4月1日から、相続登記の申請が義務化されています。詳しい内容はお近くの法務局にお尋ねください。

③ 登記簿の名義人が亡くなり、相続登記を行った。➡ 受益者変更手続きが必要です。

- ・登記簿の名義を変更する場合、受益者の変更が必要です。「異動申告書」用紙を送付しますのでご連絡ください。
- ・受益者変更手続きがない場合、**将来的に猶予が継続できなくなった際の負担金は、登記簿の名義にかかわらず受益者として届出されている方に請求します。**届出されている受益者が亡くなっている場合は、受益者の法定相続人に請求することになります(法定相続分で按分)。
登記を変更しても受益者負担金の情報は自動的に変更されませんので、必ずご連絡ください。
- ・登記簿の名義を、現在受益者として届出されている方に変更する場合、手続きは不要です。

④ 猶予申請書に記載されている土地の面積と登記簿の面積が異なる、または分筆をした。➡ 猶予対象地を訂正します。

- ・土地の利用状況によっては、猶予申請書に記載されている土地の面積と登記簿に記載されている面積が異なる場合があります。
- ・受益者負担金の賦課後、分筆や国土調査等により、登記簿記載の土地面積が変更されても、**受益者負担金の徴収猶予地として認定する面積は自動的に変更されませんので、必ずご連絡ください。**
- ・本市の随時調査等により面積変更が判明した場合、職権により実登記簿面積に修正を行うことがあります。

⑤ 受益者が病気や施設入所などで、事務手続きができなくなった。➡ 親族や入所施設などの関係者様に各種書類の送付先を設定できます。

- ・代理で手続きをされる方を書類の送付先として登録しますので、ご連絡ください。

⑥ 売却予定や終活などのため、猶予を辞退し、負担金を支払いたい。➡ 受益者負担金はいつでも納付できます。

- ・ご家族に負担をかけないようにするため、売却の予定がなくても先に納付をしておきたいというお申出が増えてきています。納付書を送付いたしますので、ご連絡ください。なお、**申請書余白欄へ『徴収猶予を辞退し、負担金を納付します』**とご記入のうえ、ご返送いただきましたら、納付書を送付いたします(住所、電話番号、氏名のご記入をお願いします)。
- ・土地の売却や相続などを行う際、受益者負担金が猶予中のままであるためにトラブルが起きる事例もお聞きします。制度や状況など気になることがございましたらお気軽にご相談ください。

【問合せ先】北九州市上下水道局営業課

〒803-8510 北九州市小倉北区大手町1番1号(小倉北区役所庁舎西棟6階)

電話 093-582-3623 FAX 093-582-3600

担当者 小牧・川谷(受益者負担金担当)

受付日時 月～金曜日 8:30～17:00(祝祭日を除く)